慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法四三七〕 事故発生までの約三か月間通勤用に借用されていた加害車輌が、自動車総合保険契約の他車運転危険担保特約条項二条ただし書きにいう「常時使用する自動車」に該当するとして、同特約に基づく保険金請求が認められなかった事例 (東京高裁平成一三年四月一〇日判決)
Sub Title	
Author	肥塚, 肇雄(Koezuka, Tadao) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2003
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.76, No.10 (2003. 10) ,p.89- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20031028-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

3

か否かの観点から判断すべきであり、

その使用状況に照

判 例 研 究

商法四三七〕 険担保特約条項二条ただし書きにいう「常時使用 する自動車」に該当するとして、 た加害車 事故発生までの約三か月間通勤用 一両が、 自動 車総合保険契約 同特約に基 に借用され の他 車 運 転 7

危 41

保険金請求が認められなかった事例

交通事故民事裁判例集三三巻六号一八一二頁、東京尚對平成一三年四月一〇日 東京高裁平一一(7)第八六一四号、判例時報一七六一号八三頁、以明時報一七六一号七九頁、判例タイムズ一一○二号二五四頁、交通事割所報一七六一号七九頁、判例タイムズ一一○二号二五四頁、交通事第賠償請求控訴事件、取消(確定)

使用する自動車」 |車運転危険担保特約条項二条ただし書きにいう「常時 とは、 あくまでも使用の形態からみて日

〔判示事項〕

常的に使用しているか否か、 な使用許可ではなく、 包括的な使用許可に基づくものであ また、 それが個別的、 時的

三か月間本件ミニキャブを通勤用に借用していた場合、 条項にいう 力を及ぼしていることを要すると解するのは相当ではなく、 らして、事実上所有しているものと評価し得るほどの支配 「常時使用する自動車」 に該当する。

参照条文

商法六二九条、

自動車総合保険約款他車運転危険担

約条項二条。

実

使用していた。本件ミニキャブは平成九年一一月八日で車 却し替わりに自家用軽四輪貨物車 は 検切れとなるので、 ら本件ミニキャブを通勤用に借用し、これを毎日の通勤に ミニキャブ」という)をCから入手してからは、YはYか 11 旦 Y車両を中古自動車販売店Aに売却し、 小型貨物車 とで平成九年二月一日から働くようになった。Yは自家用 Y_1 廃車にするつもりでいたため、 知人から借用していたトヨタマークIIなどを使用して Bに名義を移転した。 (第 一 平成九年四月頃にYが自己の所有する二トントラッ ハイエー 審被告) (以下「Y車両」という) を所有していたが、 ス一台のうち、ハイエースを友人Cに売 Y2 は、 は塗装業を営むY2 そのためYは、 本件ミニキャブの車検が切れた (加害車両。 名義変更もせず、 (第一審被告) 平成九年二月一三 その後の通勤に 以下「本件 任意 のも

モ用紙を探し出すことに気を取られ、 キャブを運転中、 か月後の平成九年七月八日の午後九時二〇分頃、 保険にも加入していなかった。 本件ミニキャブを通勤用 S県K市の路上において、 に使用し始めてから約三 道路左端を同一方向 財布内からメ 本件ミニ

> X は、 二日まで入院治療を受け 介護を要するもの」に該当する旨の事前認定を受けた。 級表第一級三号 いて、この後遺障害が自賠法施行令二条別表の後遺障害等 (当時。 した旨の診断を受けた。 上下肢の関節可動域制限の後遺障害が残存し、 を受け、 に平成一〇年三月三一日までの合計二六七日間の入院治療 脳挫傷等の傷害を負い、D医科大学付属病院に搬送された。 頭部外傷後遺症、 せた (以下「本件事故」という)。 ※は、 に進行していたX 神経系統の機能障害又は精神に著しい障害を残し、 本件ミニキャブの前部を衝突させ、 同病院において平成九年七月八日から同年一一月一 現、 同日、 損害保険料率算出機構)大宮調査事務所にお 歩行傷害、 (当時。 外傷性くも膜下出血、 (原告・被控訴人) 現、 そして、 腰痛、 同日からE病院に転院し、 別表第一第一 四肢拘縮及びそれに伴う 自動車保険料率算定会 が乗っていた自転 外傷性硬膜下水腫 Xを路上に転倒 本件事故により、 級一号)にいう 症状が固 に 定 車

以下「本件保険契約」という) 人)との間で、 ①被保険自動車: Y車両 次のような自動車総合保険契約 Y3任意保険会社 を締結していた。 (第一審被告・控訴 PAP°

ところで、Yiは、

②保険期間:平成八年一〇月一

Д

日から平成九年一〇月

一四日まで。

本件保険契約には、他車運転危険担保特約③保険金額:対人無制限。

第一番においては、第一に、Xの損害額、第二に、V特約」という)が付帯されていた。

(以 下

「本件

Xの請求を一部認容した。第二点については、Y3の、本件Y車両の譲渡後においても本件特約の適用があるかが争点とされたが、同判決(東京地判平成一二年一一月六日判時一七六一が、同判決(東京地判平成一二年一一月六日判時一七六一が、同判決(東京地判平成一二年一一月六日判時一七六一が、同判決(東京地判平成一二年一一月六日判時一七六一が、同判決(東京社会)という))は、Y3の保険金支払義務を認め、Y1~Y2に対する。第二條に、Y1車第一審においては、第一に、Xの損害額、第二に、Y1車

知して承認の請求をし、保険会社がこれを承認した場合を義務を自動車の護受人に譲渡する旨を書面で保険会社に通車が譲渡されても、保険契約者が、本件保険契約上の権利日間に限定されるとする主張に対し、「……、被保険自動

特約条項七条二項の適用は被保険自動車を譲渡した後三○

契約による利益を与えないことになる。)不当であることり(保険会社は、保険料を徴収しながら、被保険者に保険後は本件特約が適用されないとすれば、被保険者に酷となることになるから(一般条項第五条一項)、一定期間経過

除いて、本件保険契約上の権利義務は被保険者に留保され

って、使用目的が限定されておらずその裁量が広範に認め用頻度も高いものの、結局、それだけにとどまるものであのと解するのが相当である。」と述べ、「使用期間は長く使同程度の支配力を及ぼしていると評価できる場合を指すも族が、その使用状況に照らして、事実上所有しているのと族が、その使用状況に照らして、事実上所有しているのとは明白である。」として退けた。また、第三点については、

のY敗訴部分を取消しXのY3に対する控訴請求を棄却した。 本件ミニキャブの「常時使用する自動車」への該当性を否評価するにはなお足りないというべきである。」と判断し、本件ミニキャブの「常時使用する自動車」への該当性を否率した。これに対し、Y3のみが控訴し、Y1、Y2に対する認率した。これに対し、Y3のみが控訴し、Y1、Y2に対する認いにした。本判決は確定した。本判決は強力を表示が行っていたなどの事情を認めるには足りないから、事実上所有しているのと同程度の支配力を及ぼしていると事実上所有しているのと同程度の支配力を扱いがあった。

(判 旨)

 $\overline{2}$

『常時使用する自動車』

本件特約二条は、まず保険契約者等が『所有する自動もとに、本件保険契約の担保の対象とするものである。自動車を運転中に起こした事故についても、一定の要件の本件特約は、保険契約者等が臨時に被保険自動車以外の

更にこれを補完するために、

保険契約者等が『常時使用す

る自動車』を『他の自動車』から除外してい

借契約により借り入れた自動車が含まれている。同条は、が、この『所有する自動車』には一年以上を期間とする貸車』を本件特約における『他の自動車』から除外している

り借り入れた自動車であって、その貸借期間中は借主にお 使用する自動車』 事故を対象とするものであることからすると、この『常時 が ことを要すると解するのは相当ではなく、あくまでも使用 所有しているものと評価し得る程の支配力を及ぼしている という文言からみても、 のを含むと解するのが相当である。この場合、『常時使用』 いて通常の使用方法により自由に使用することができるも 時的に借り入れたと評価できない程の期間の貸借契約によ 約は被保険自動車以外の自動車を臨時に運転中に起こした 形態からみて日常的に使用しているか否か、また、 『所有する自動車』として除外されていること、 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車 には、一 その使用状況に照らして、事実上 年に満たない期間であっても一 本件特 それ

当である。

『常時使用する自動車』に該当すると判断するのが相当でたるものであるから、本件事故において本件ミニキャブはミニキャブを使用することができたものと認められ、また許可により、Yにおいて通常の使用方法により自由に本件許可により、Yにおいて通常の使用方法により自由に本件許可により、Yにおいて通常の使用方法により自由に本件事故発生までの約三か月間Yから通勤用に借用していたも事故発生までの約三か月間Yから通勤用に借用していたも事故発生までの約三か月間Yから通勤用に借用していたも事故発生までの約三か月間Yから通勤用に借用していたも

(研 究)

ある。

判旨に反対する。

義 意義に関しては、 車運転危険担保特約における自動車 論の中心となったものである という「常時使用する自動車」への該当性の判断基準が議 なる事実をもってそれへの該当性を満たすものと認めるか れた事案である。 きにいう「常時使用する自動車」に該当するか否かが争わ 別冊 本件は、本件ミニキャブが本件特約条項二条ただし書 自動車保険ジャーナル三号八頁以下(一九九九 以下に引用するものの他、 「常時使用する自動車」 (「常時使用する自動 0 『常時使 0) 解 山野嘉朗 釈と、 用 車 の意 41 他 0 か

車

に該当するか否かを判断すべきであると解するのが相

に基づくも

のであるか否かの観点から一時的な使用許可ではなく、

『常時使用する自動包括的な使用許可

が

個別的、

年)、 頁以下(日本交通政策研究会、二〇〇一年)がある)。 の自動 同 |車保険研究・日交研シリーズA―二九六・五―五 「他車運転危険担保特約に関する判例動向」 変革 以

車を除いたもの

(同条ただし書き)、

と定義されてい

険者もしくはその配偶者の同居の親族が常時使用する自:

下これらの点に絞って論じる。

して、 において、①被保険者、 保険の四つの担保種目について、「他の自動車」に対して 記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が、 名被保険者、その配偶者 も保険適用対象を拡張して適用するというものである 人賠償保険、 転者として運転中の「他の自動車」を被保険自動車とみな 四条・五条)。「他の自動車」とは、 本件特約、 PAPの場合は、 自損事故保険、 すなわち、 被保険自動車に付保されている対 (内縁を含む。以下同じ)または 他車運転危険担保特約とは、 対物賠償保険、 無保険車傷害 自ら運 =記

なのかということにある。

和 四三

被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が とする貸借契約により借り入れた自動車」 付売買契約により購入した自動車、 動車」を補充するものなのか、それとも「所有権留保条項 時使用する自動車」 する自動車」と二条本文との関係である。 問題は、本件特約条項二条ただし書きにいう「常時使用 は、 被保険者、その配偶者または記名 および一年以上を期間 を補充するもの すなわち、 「所有する自

しくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車 その配偶者または記名被保険者も 本件特約条項二条 (所有権 であり、車一台を所有する人が何らかの必要で他人の車を 認可された非所有自動車損害賠償危険担保特約がその嚆矢 年五月一日に認可されたことに合わせて同年五月二二日に 運転する場合においても、 本件特約は、 自動車運転者損害賠償責任保険が昭 非所有者がドライバーとなる点

用小型貨物車または自家用軽四輪貨物車であるもののうち 通乗用車、 (同条本文)、 自家用小型乗用車、 ③記名被保険者、 その配偶者または記名被保 自家用軽四輪乗用車 自家 上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含む)

外の自動車であって、

②その用途および車種が自家用普

留保条項付売買契約により購入した自動車、

および一年以

嶋梅治 暦記念 保護とを同時に実現するために創設されたものである 「他車運転条項」石田満編集代表・田辺康平先生還 『保険法学の諸問題』一八〇頁 (文真堂、 一九八〇

ライバーとなる場合との均衡を維持し被害者保護と加害者 ないことから他人の自動車を運転する場合と非所有者がド ではペーパードライバーが自動車を運転する場合と異なら

6

が発行されるといういわゆる自動車特定主義が採用されての契約条件を定めて締結し、自動車一台ごとに一保険証券助車保険はその危険を特定する必要上、自動車一台を引受重(西嶋梅治・筆〕(有斐閣、一九九五年))。加えて、自

鴻常夫編集代表『註釈自動車保険約款 (下)』二〇六

用条件を定める本件特約条項一条は、二項三号におい

て

(西嶋・前掲論文一八〇頁)。さらに、本件特約の適

る

文の構成からもこのように解するのが素直である。での構成からもこのように解するのが妥当であろうし、条信外育する者」と定めている。このようなことに鑑みれば、「他の自動車」(本件特約条項二条本文)の定義は、まずは「他の自動車」等と同条項二条ただし書きの「常時使用する借入自動車」とが明記されたと考えるのが妥当であろうし、条自動車」とが明記されたと考えるのが素直である。文の構成からもこのように解するのが素直である。

同旨、

函館地判平成元年七月一二日判時一三二五号一三三

り(名古屋地判平成二年二月二八日判時一三七九号八八頁。件特約が割増保険料を徴さずに保険保護を与えるものであ生の危険を引受けたことに対する対価であることおよび本払は保険者が被保険自動車について予測される保険事故発実質的に考察すれば、任意自動車保険契約の保険料の支実質的に考察すれば、任意自動車保険契約の保険料の支

原

前掲「判批」一〇五頁)。

二日交民集一二巻五号一二二二頁 別冊一〇五頁(二〇〇〇年)))から、 価される限度においてである(鳥取地判昭和五三年六月一 車について想定された危険性の範囲内にとどまるものと評 えられるのは、 用して事故を惹起した場合に本件特約により保険保護が与 頁、石原全「判批」私法判例リマークス二一号・法律時報 と(名古屋高判平成二年一一月二八日判時一三七九号八五 八六頁)(一九九二年)) 中西正明 判批」 他の自動車の使用による危険が被保険自動 判評三九九号四〇頁 いわばサービス的な特約であるこ 〔以下裁判例①という〕。 「他の自動車」を使 (判時一 四一二号一

険の法律問題・金商別冊三号一五三頁(一九九一年)、石判例®という〕。加瀬幸喜「他車運転危険特約」自動車保号(二○○三〔平成一五〕年六月一一日付)二面〔以下裁屋高判平成一五年五月一五日週刊自動車保険新聞一八四七屆〔以下裁判例③という〕、名古頁〔以下裁判例③という〕、大阪地判平成一○年一月二七頁〔以下裁判例

他の自動車の使用状況が「一台一保険料の原則」を潜脱しという実質的観点から、「一台一保険料の原則」を重視しとはいえ、支払保険料とその対価としての危険の引受け

論

ば 予測される保険事故発生の危険は考慮しなくてもよいので なると思われる。そうだとするとたとえば、被保険自動車 時使用する自動車」に該当するか否かを結論づけることに 台一保険料の原則」を潜脱しているか否か、つまり、 状況と他の自動車の使用状況とを総合的に判断して、 他の自動車の使用による危険性がそれを逸脱するか否 当ではない。 動車」に該当する場合が理論上一切認められないという結 を修理に出しているケースでは、被保険自動車については ってどのように使用していたとしても、「常時使用する自 起こり得ないことになり、 のリスクは整備受託自動車保険特約等によりカバーされる (自動車修理業者等は賠償責任条項の「被保険者」に当た 一○○二年)〕)、「一台一契約の原則」の潜脱という問題は (以下『SAPの解説』という)三三頁(保険毎日新聞社、 〔『二○○二年版自家用自動車総合保険の解説〈SAP〉』 |断するというアプローチを採らず、被保険自動車の使用 を導くことになるが、 被保険自動車に想定された危険性の範囲を基礎にして 〔同条項三条一 すなわち、「一台一契約の原則」を重視 項三号ただし書き〕。これらの業者 この結論は先に述べた自動車特定 したがって、 代車を長期間に渡 常 Iかを すれ _

> 特約の属人性については、さしあたり大塚英明「判批」日 本交通法学会編『人身賠償・補償研究一巻』 (判例タイムズ社、一九九一年)を参照)。 四一頁以下

主義の建前に反することになると考えられる(なお、

ていると評価され得るか否かをことさらに強調するのは妥

二条は、……この『所有する自動車』には一年以上を期間 入れたと評価できない程の期間の貸借契約により借り入れ 時使用する自動車』を『他の自動車』 同条は、更にこれを補完するために、 解するのが相当である。」と説示している点については、 使用方法により自由に使用することができるものを含むと 動車』には、一年に満たない期間であっても一時的に借り 妥当ではない。したがって、「……この『常時使用する自 の補完の補完を認めて保険者の免責を導くことになるので されていると解しているようであり、「他の自動車」 と述べ、一年以上の期間の借入自動車を「更に……補完す とする貸借契約により借り入れた自動車が含まれている。 た自動車であって、その貸借期間中は借主において通常の るために」「常時使用する自動車」が他の自動車から除外 る自動車」の補完関係については、本判決は、「本件特約 次に、本件特約条項二条ただし書きにいう「常時使用 から除外している。 保険契約者等が す

むしろ原判決の裁判例⑦のように、

「常時使用する自動車」

するのが相当である。」と理解すべきであろう(山野嘉朗

その使用状況に照らして、 『常時使用している場合』とは、 が は の支配力を及ぼしていると評価できる場合を指すものと解 所有する自動 他 の自動車」 車 から除外される「被保険者やその家族等 を補完するもの、 事実上所有しているのと同程度 被保険者やその家族 すなわち、 が、

石田満 (一九九六年)も裁判例⑦に近い立場と思われる。 険判例百選(第二版)・別冊ジュリストー三八号一四五頁 ○二八号二○五頁(一九九三年)、今井薫「判批」損害保 的に裁判例⑦を支持する。 「本件判批」判タ一〇六四号五四頁(二〇〇一年)も基本 「本件判批」損害保険研究六三巻三号一九九頁 出口正義 「判批」ジュリストー しかし、 $\widehat{\Xi}$

〇四頁 件判批」 対する)。 (判時一七八二号一九三頁)(二○○二年)、新澤桂子 (以下裁判例⑥という)も、「……、被保険者やそ 自動車保険研究六号一八五頁 東京地判平成一一年二月九日判時一六八四号 (二〇〇二年) は反 本

0

○○一年)、山口裕博「本件判批」判評五二一号二三頁

者やその家族が、 ている場合」―執筆者註)を補完する趣旨で設けられたも る場合に準ずる場合として、 その被保険自動車以外の自動車を所有 Įλ わば、 ①の要件 (「被保険

常的に使用しているか否か、また、それが個別的、 否かを判断すべきであると解するのが相当である。」 るか否かの観点から『常時使用する自動車』 な使用許可ではなく、 のと解するのが相当である」判示してい さらに、本判決は、「あくまでも使用の形態からみて日 包括的な使用許可に基づくも

態からみて、 不利な結果を導くことになり、 真偽不明の場合に、 ように、 のような「常時使用」性の判断過程にある。 る自動車と解していると思われる。 形態からみて包括的な使用許可に基づいて日常的に使 示しているので、「常時使用する自動車」 範囲等を推認するという本判決のアプロ それでは、 許容されていた使用期間・目的・ 許容されていただろう使用期間・目的 「常時使用する自動車」 結果的に保険金請求権者側に この点でも妥当では 本判決の特異性は、 の該当性 の概念を、 裁量の範囲等 1 に該当するか ・チは、 しかし使用 一方的に の判 のであ と説 甪 用 が 0 量 形

要素は何に求めるべきであろうか。

ても、

台一

契約

0

原則にしたがって、

被保険自動

事とは

につい

ては、

たとえば被保険者らの所有車でなかったとし

の家族が常時その使用に供し、

自由に支配している自動車

別に保険を付すべきであることから、

被保険者らが所有

す

「常時使用する自動車」という概念が

「所有する自動車」

は

またそれに替えて、

事実上所有しているのと同程度の支

ろう)を要素に判断するようである。 確ではないが、 性の有無を判断せざるを得ないであろう。裁判例⑦は、 容とするとしても、 て「常時使用」性を判断しているといえよう。 ⑥⑧や後掲の裁判例②④においてはそれらの要素を勘案し 合的に勘案するという判断の枠組みを示して以来、 の意思の兆表として捉えていると理解することも可能であ ものではなく、複数の要素をもって総合的に「常時使 の裁量の程度、 のと同程度の支配力を及ぼしていると評価できる場合を内 の範囲や裁量の広さ、 使用目的、 使用期間の長さ、 それから一義的な判断基準が導かれる 維持管理の負担 使用期間、 使用頻度の高さ、 裁判例③が、 使用頻度・回 (この負担は所有 裁判例 日数を総 使用上 使用目 用 明

という概念を補完するものであって、

事実上所有してい

る

思」、「使用を継続する意思」を、使用目的に加えてあるいもある。これらの裁判例は、「反復、継続して運転する意件判決集六号五八頁〔以下裁判例②という〕、裁判例⑤)件判決集六号五八頁〔以下裁判例②という〕、裁判例⑤)で用を継続する意思」を新しく判断要素とする裁判例「使用を継続する意思」を新しく判断要素とする裁判例「使用を継続する意思」、たは使用目的とは別に、「反復、継続して運転する意思」、

これらの判断要素に関して、

使用目的の他にあるいは

ま

用する自動車の該当性を肯定しているが、原告に事故発生車に対する「所有意思」を

を認めて、

常時

妥当ではない。

勤編 事故発生車には夜間使用するという制限があったものの、 に警察官に対し購入した車である旨供述したことを認定し、 民集二四巻一号五六頁(以下裁判例④という) 批」五三頁)。 たとえば、 有の有無を直接判断すべきである(山野・前掲 って 付けるという判断のあり方は妥当ではないというべきであ 意思の有無の判断要素と位置づけ、「常時使用」性 用期間内の使用頻度、 配力があるか否かの判断要素として取り入れているとも考 えられる。 (青林書院、 (和根﨑直樹「他車運転危険担保特約」 『裁判実務大系二六巻・損害保険訴訟法』 とはいえ、 一九九六年))、客観的な状況から事実上 使用上の裁量の程度、 回数、 東京地判平成三年一月一八日 時間等の諸事情を他車の 金澤理 使用目的、 は、 四二六頁 本件 事故 を結 II 0 所 塩 交 所 有

用 う議論の中心となり得ても、「常時使用する自動車」 してではない ぉੑ 素については見解の明確な対立はないように思われる 学説上は、 性は本件特約条項二条本文の何を補完するもの 山野·前掲 | 常時使用する自動車」への該当性の判断 が、 「本件判批」五三頁はこの判断要素に限定 二つの学説を紹介している)。 常常 いかとい な 0)

研究Ⅰ』

三一四頁

(文眞堂、

一九九五年)、

前掲『SAP

ないものと認められる」と述べ、「常時使用」

性を否定し

解説。二一一頁。なお、

西嶋・前掲論文一八六頁も参

た。

該当性

の判断要素については、

基本的には、

使用

頫

渡度だ

けでなく、

その自動車に対する事実上の支配関係、

使用

0

代表・前掲書二一一頁〔西嶋・筆〕。石田満『保険判例の考慮に入れた上で個別的に判断すべきであ」って(鴻編集も包括的な使用許可が与えられていたかどうか等の事情をたびごとに他の自動車の所有者の許可を要したのかそれと

は 九頁(商事法務研究会、 討 﨑 n 照)、「使用期間、 た使用裁量の程度を総合的に判断すべきである」 前掲論文四二五頁。 大きな差異はないと思われるからである。 岩原紳作=神田秀樹編 使用回数、 林竧 一九九八年))という点に 『商事法の展望』五六八―五六 使用目的、 「他車運転危険担保特約の検 使用場所、 許容さ おいて (和根

当すると判断した本判決の問題点を検討する。用していた本件ミニキャブを「常時使用する自動車」に該用」性についての裁判例の動向を探り、三か月間通勤で使四 最後に、事故車両の実際の使用期間の長短と「常時使四

た。

め 車を運転すべきところ、その使用に不慮の障害が生じたた に対し、「……、 車にAを乗車させて運転中に事故を惹起させたとい になって出せなかったので、 したところ、 その代替として一時的に本件自動車を使用したにすぎ その自動車の前に停めてあった他 本件事故時には、 許諾を得て会社の自家用自 自己所有の被保険自 の 車 いう事案 が 鄸 動 動 魔

間に修理工場まで同車の運転をしたところ、 を売却するため依頼されて給油所の昼休み ライブしたことがあり、 件事故時までの間に、 される」として、 更にその後も同車を運転する可能性は極めて乏しいと推認 生したという事案に対して、「本件事故がなかった場合、 裁判例②は、 昭和五七年年三月から同年五月二八日 常時使用する自動車ではない、と判示 事故時の運転を除くと、 事故当日改造車である本件事故 (約一時間) 本件事故が 約二 回 1の本 の 発 車

切言い渡されず、引渡しを受けてから本件事故時までの約たのみで、使用目的その他使用上の限定や制約の注文を一有者から引渡しを受け、その際、「運転を頼む。」といわれ裁判例③は、本件自動車をそのキー二個とともにその所

ス営業課所属の操車係)

が、

自己所有の自動車で送ろうと

(会社のバ

送ってくれるように依頼された会社の被用者X

裁判例①は、

会社の従業員Aに勤務終了後その自宅まで

裁判例⑤は、

本件自動車を平成七年四月中旬

から事故当

裁判例⑧は、

特に返却期限の定めをしないで、

本件車両

(平成七年一日) まで (七〇日程度の間)

運転席のドア日常的に使用

内縁の妻の居住近くの道端に駐車させ、

と述べて、「常時使用」性を認めた。

し 日

事故時までの約八○日間余の長期間使用し、 といえること等を認め、 用頻度• 務の遂行、その他家族や自分個人の使用目的に供し、 広範なものであること、 して使用していたという事案に対して、本件自動車につい 許容された使用上の裁量の程度が自己所有車両 自己の必要のまま、 回数は、 毎日の通勤等極めて多数回に及んだもの 本件自動車を自己の通勤や会社業 多数回これを自分ひとりで乗り回 本件使用が 「常時使用」に当たる かつ、その使 の如 本件 <

を総合すると、事故発生車に対する所有意思が認められる、を総合すると、事故発生車に対する所有意思が認められる、に対して、使用上の裁量の程度は広く、使用目的は自由でに対して、使用上の裁量の程度は広く、使用目的は自由でに対して、使用上の裁量の程度は広く、使用目的は自由でに対して、使用上の裁量の程度は広く、使用目的は自由では対して、使用上の裁量の程度は、平成元年三月一五日から、事故発生車を夜裁判例④は、平成元年三月一五日から、事故発生車を夜

と判断した。

ないという事情から、

事実上の所有と評価し得ないとして、

常時使用」性を否定した。

は実家に預けたまま使用していないという事案に対し、し、また、タイヤも自費で交換する一方で、自己所有車両キーの交換と、ドアキーおよびエンジンキーの双方を保管

八〇日余の期間、

毎日の通勤および業務の遂行に使用する

間も借受けてから本件事故発生までの二週間足らずに過ぎなく、使用権限も当初から限定されており、実際の使用期を惹起させたという代車の事案に対して、他車の処分権は表判例⑥は、修理業者から借受けた他車を運転中に事故で、「常時使用」性を肯定した。

ら、「常時使用」性を否定した。か、維持管理行っていたという事情が認められないことかか、維持管理行っていたとか、使用期間も無制限であったと用していたが、使用目的が限定されておらずその裁量が広用していたが、使用目的が限定されておらずその裁量が広場が開いたが、使用目的が限定されておらずその裁量が広

車両を借りて本件事故を起こすまでの期間は一週間であっの出勤に使用したこともあったという事案において、本件用したほか、自宅から七、八キロメートル離れた勤務先へおよびキー一本を引き取り、近所への買い物に三回程度使

b

匹

て実際の

使用期間

は長いとはいえないが、

この間少なくと その使用頻度

は上記使用期間に照らすと必ずしも低いものではなく、

本

₺

回程度は本件車両を運転しており、

重 車に代えて使用したという関係にないから、 通勤に使用したことがあることや、 を継続したものと予想され、 件事故を起こさなければその後も相当期間本件車両の使用 0 [使用] 使用と本件車両との使用は完全に並存し得たので、 範 両 囲を逸脱したも .の使用は被保険自動車の使用について予測される危険 性を認めた。 のと評価せざるを得ないとして、 近距離とはい 本件車両は被保険自動 えない 被保険自動車 勤 務先 本件 常常 12

<u>う</u>。

ま

ず、

代車使用中の事故という典型的な事案

(裁

判

例

n

6 る。 目的・ らに使用期間が無限定であれば、 る 裁判例⑧=一 する場合であるといえる。 量 =八〇日余、 の範囲も限定されていて実際の使用状況もこれらと一 使用 この点、 裁量の範囲等と実際の使用状況とが異なる場合であ 使用期間 目的が無限定で使用裁量の範囲が広い場合に、 週間) 事故車 裁判例④ が短く使用目的も限定されており使用 は重要な判断要素ではないと考えられ 両の実際の使用期間 II 八日間、 問題は、 実際の使用期間は相当長 裁判例⑤=七〇日程度、 許容された使用期間 の長短 (裁判例3 ප් 致 裁

17

してい 期にわたる可能性が高いのだが、 判断要素に加えるべきではない を認めるか否かのポイントとなるであろう。 定でかつ使用裁量範囲が広いかどうかが、 することは困難である。 つまり、 同等の支配力を及ぼ ある場合は、 た使用期間・目的が無限定でかつ使用裁量 事実から、 は正当である に許容された使用上の裁量の程度」 本件判批」五三-五四頁は三か月間の通勤 |裁判例⑧も同旨)。 て、 る。 なく発生すれば実際 実際の使用状況として短期間であっても、 「常時使用」 たのであるが、 しかし、 事実上所有者の地位に就いているに等しい 事実上所有していたと解する余地が 実際の使用状況を、 出口 本件は、 性の有無の判断基準として、 偶然の事情を「常時使用」 していると評価し得るのでは 前掲 それだけでは の使用期間も短くなる 許容された使用期間 事故発生時までの約三か月間借 判批」 (これに対し、 事実上所有してい たまたま事故が使用後 二〇五頁参照)。 が重要であるとい 「常時使用」 の範囲が広汎で 「常時使 この意味に 0 からで 目的が無限 使 Щ 性 「被保険者 許容さ あ 用 性を判 ない 野 0 と思 有無 甪 るとい ع るのと いうの ぁ か。 前 . う 甪 ゎ n 掲 間 お 断 0

せる一方で、 本 判決は、 Y自身も必要に応じて本件ミニキャブを使 「YがYに本件ミニキャブを通勤用に使用

実際の使用状況 状況・実態についての事情を認めるに足りないという)。 ŧ 念を超える」と述べて、「常時使用」性を肯定した。 に、「三か月という借入期間は一時的ないし臨時という概 用することができたものと認め」、さらに、たまたま事故 に とえば、YがYに本件ミニキャブを通勤用に使用させる一 許容された使用内容(許容された使用期間・目的・裁量の はなされていない(原判決である裁判例⑦も、常時使用の が発生して定まった約三か月という実際の使用期間を基礎 り自由に本件ミニキャブを使用することができたというこ た使用内容(たとえば、YはYから包括的な使用許可によ たという事実を認めることはできないこと)から許容され 方で、Y自身も必要に応じて本件ミニキャブを使用してい 範囲)とが常に一致するのであれば、実際の使用状況(た |の範囲に関する認定はなされておらず、使用状況として おいて、三か月「の期間中は……包括的な使用許可によ 本件においては、許容された使用期間・目的、 を導くという本判決の立場は理解できるのであるが ……通常の使用方法により自由に本件ミニキャブを使 通勤用以外の日常的な使用や維持管理についての認定 (実際の使用期間・目的・裁量の範囲)と 使用裁 しか

合的に勘案して判断すべきではないかと思う。性の判断は、実際の使用状況と許容された使用内容とを総認める点で、本判決には問題がある。むしろ、「常時使用」はかいわらず、実際の使用状況から許容された使用内容をしかし両者は必ずしも一致するわけではないのである。に

していたとの事実を認めることはできない」ことから、

 Y_1

肥塚 肇雄

ス二七号・法律時報別冊九六頁以下(二〇〇三年)に接し[附記] 脱稿後、武知政芳「本件判批」私法判例リマーク

た。